

さきがけ・ACT-I 専任研究者の受入先研究機関との出向契約について  
(さきがけ・ACT-I 専任研究者の運用変更)

平素は、当機構の事業につきまして、格段のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当機構では、さきがけ・ACT-I 事業発足当初から、採択時あるいは研究期間中において研究機関に所属していない研究者でも、適切に研究を推進できると認められた場合、JSTが一時的に雇用し「さきがけ専任研究者」「ACT-I 専任研究者」として研究を実施することができる仕組みを設けてきました。

この専任研究者の仕組みは、独立を目指す若手研究者が安定的に研究する環境として学界に広く受け入れられています。一方で、研究現場における専任研究者の労務管理・安全衛生管理を当機構が行うことについては、物理的・実質的に困難であることが多いというコンプライアンス上の懸念がありました。そこでこのたび、専任研究者の仕組みは維持しつつ、研究者が研究実施機関へ「在籍出向」することで、問題解決を図ることとしました<次頁図参照>。

今年度の募集要項（募集期間 2018. 4. 10-5. 29）においても、「JSTに雇用され、さきがけ・ACT-I 専任研究者として研究を実施する場合は、JSTと研究機関との間で原則として出向契約を締結することについて、研究機関に事前承諾を得ること」を明記しており、既に今年度の新規採択者から当該運用を開始しております。

2019年度からは2017年度以前の採択者を含むすべての専任研究者について、原則在籍出向での受け入れをお願いしたいと考えております。

対象となる機関の人事ご担当者様には当機構より別途詳細のご連絡を差し上げますが、まずは本書面での通知をさせていただき次第です。

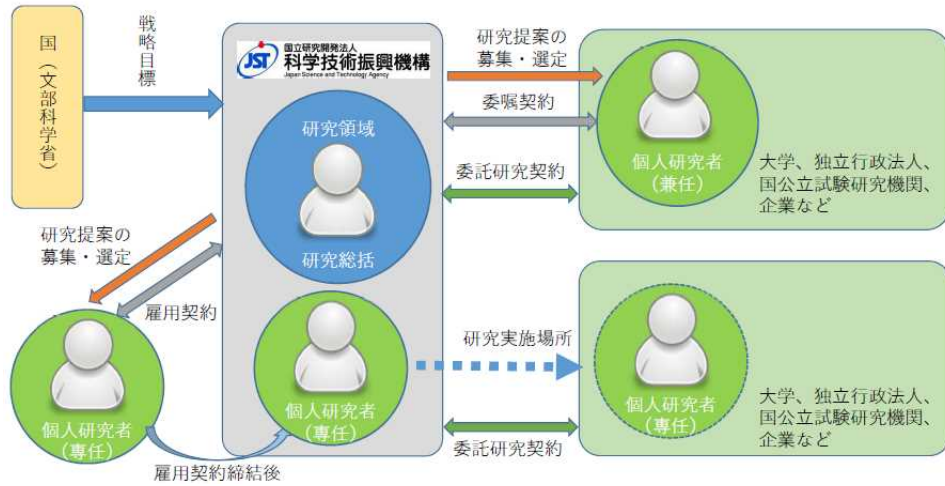
本件問合せ先：

科学技術振興機構 戦略研究推進部

sakigake.kintai[at]jst.go.jp（左記の[at]を@に置き換えてください。）

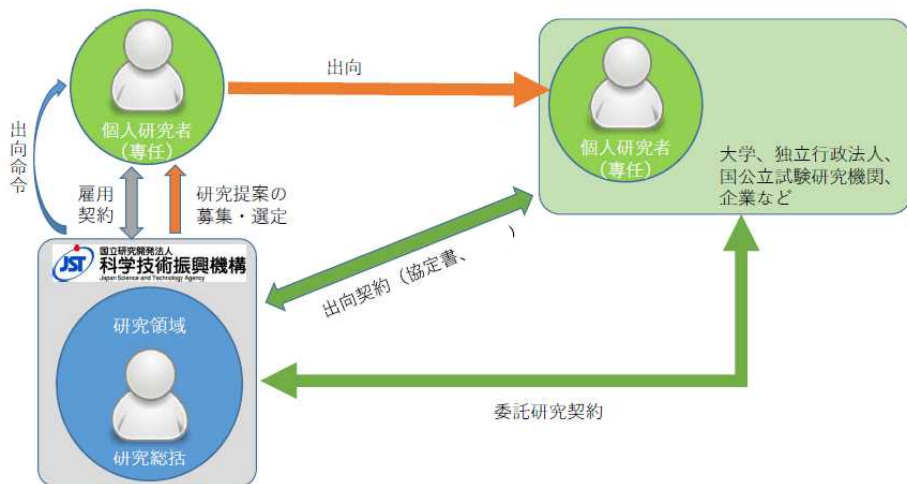
＜運用変更前＞～2018 年度※

【JST で直雇用され、委託研究契約先である研究実施機関にてさきがけ・ACT-I 研究に従事】 ※2018 年度新規採択専任研究者については既に運用変更済み



＜運用変更後＞2019 年度～

【JST で直雇用された後に、委託研究契約先である研究実施機関に在籍出向し、さきがけ・ACT-I 研究に従事 (JST と研究実施機関で出向協定を締結)】



以上